

資料2 第17回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第17回河川保全利用委員会(H19.12.20)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第17回から第18回までの検討結果	第18回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (委員会配布資料)
1)河川管理者からの報告事項	守山市の『小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園』について、12月19日付けで継続占用許可を出したことを報告した。 委員会意見書の条件を許可条件を付加した。 ・小浜と川田は、約2年を目途に「代替地の検討」、「川とのふれあいの検討」の報告を河川管理者に提出すること。 ・改修記念は、「代替地等の検討」の条件は、意見書にないので、付加していない。	-	-	-
2)第16回委員会活動の整理事項	『資料-2 第16回河川保全利用委員会審議事項の整理表』の審議事項を確認し、承認した。	-	-	-
3)審査対象公園の現地調査	現地調査行程を説明した後、マイクロバスで現地に移動して現地調査を実施した。 現地調査は、『野洲川河川公園(野洲市)』『野洲川運動公園(栗東市)』『野洲川立入河川公園(守山市)』の順に調査した。 現地では、申請者(野洲市、栗東市、守山市)より概要説明を受けたのち占用状況を調査した。	-	-	-
4)審査対象公園の審査について	現地調査にて感じた点を踏まえ、次回委員会で申請者より説明をお願いする事項を整理。 (1)施設が設けられた経緯(占用を始めた時期など) (2)占用施設の位置づけ(占用を開始してから、現在までに变化した内容を含めて) (3)利用施設の変遷と施設変更の考え方 (4)季節別の公園施設の利用者数 (5)水辺の利用状況(特に暑い時期を中心とした水辺の利用状況) (6)ベンチ・遊具などの施設の利用状況、維持管理と安全対策 (7)半永久的な構造物(大型なトイレ等)が設置されていることに対する考え方 (8)「川でなければならぬ、川に活かされた利用」に関する申請者として考えている内容 (9)継続利用の際に、「今後どういう方向性で環境に対応していくのか」として考えている内容 (10)河川利用の方向性が変化してきたことに対する、申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」など、「河川利用の方向性変化の内容と考え方」	申請者に第18回委員会で説明をお願いしたい事項を連絡し、説明準備を依頼した。	申請者から各公園の説明を受けて委員会審議をお願いする(第2回審査)。	資料3 第2回審査の説明手順 資料4 審査対象公園用審査表
5)意見書(案)(ライダー操縦訓練場)について	委員意見を反映した意見書(案)について審議を行った。 委員の意見を、一つずつ検討して、文章の表現を、正しい表現に変更することで文章を修正した。 ・「小生物」を「動植物」 ・「生息・生育環境」を「生物とその生息・生育環境」 ・「ライダーの飛行範囲内の住民」を「飛行範囲および周辺の住民」 ・「墜落等の安全性」を「墜落等にかかわる不安の声がある」 ・「川でなければできない…」の前に「基本理念である」を追加 ・「…軽微ではあるが生物への影響があり…」を「生物(例えば鳥類)への影響が…」 意見書としての内容を承認した。提出する意見書は、委員長と事務局で本日の意見内容をチェックして確定する。提出した内容を委員に報告する。	意見書の文章を整えて12月27日付で意見書を琵琶湖河川事務所に提出した。	-	-
6)今後のスケジュール	次回の第18回委員会は、1月17日(木)午前9:00より開催する。 審査内容は、審査対象公園の申請者から説明を受けて審議をする第2回審査と基本理念の審議を行う。	第16回委員会資料5「基本理念」の内容を整理した。 ガイドライン策定後の委員会審査の流れを検討した。	「基本理念」について審議をお願いする。 「次回委員会」の内容を確認する。	資料5 基本理念・ガイドラインについて 資料6 委員会審査の流れ 資料7 今後の委員会運営、審議内容について
7)一般傍聴者からの意見聴取	一般傍聴者からの意見 ・傍聴者1名から意見をいただいた。	-	-	-

資料3 委員会第2回審査における申請者からの説明手順

1. 審査の順番

審査の順番は、以下の順で審査を行なう。

- ・野洲川立入河川公園 (守山市)
- ・野洲川河川公園 (野洲市)
- ・野洲川運動公園 (栗東市)

2. 審査予定時間

1案件あたり、審査時間は30分から40分を予定しています。

- ・申請者の説明は、10分程度お願いします。
 - ・委員からの質問に回答する形で審議時間を20分から30分程度設けます。
- 審議での宿題事項は、次回の委員会で回答をお願いします。

3. 申請者からの説明事項

以下の順番で説明をお願いします。

- (1) 施設設置の経緯
占有を始めた時期はいつか
- (2) 申請者(市)としての占有施設の位置づけを説明。
河川公園の位置づけ
市の条例等での占有施設の位置づけ
- (3) 堤内地開発との関連
堤内地と関連を持たした整備
- (4) 利用施設の変遷と施設変更の考え方
占有を開始してから、廃止した利用施設の内容、新設・増設した施設の内容を説明
施設の有料無料の区分の説明
- (5) 利用施設の変更理由
施設を変更した理由を説明。
- (6) 現在の利用実態を説明。
季節別の公園施設の利用者数
水辺の利用状況
遊具などの利用状況
- (7) 施設の維持管理の考え方を説明
施設の維持管理方法
半永久的な構造物が多く設置されていることに対する考え方
- (8) 今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項
「川でなければならぬ、川に活かされた利用」で申請者として考えている内容
河川敷を利用や川との付き合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方
- (9) 継続利用を行なう際の申請者が考えている取り組み内容
継続利用をする際に、環境に配慮していく内容
維持・管理で配慮する事項
- (10) 河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況
代替地の検討の考え方と実施状況
利用状況の少ない施設の扱い
申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについて
の「河川利用の方向性変化の内容と考え方」

以上

資料4 審査対象公園審査表(案)【野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園】

審査区分		(参考) 守山市小浜、川田、改修記念公園の審査表			審査対象公園審査表			比較説明
区分	審査項目	審査細目	説明	審査細目	説明	変更理由等		
A 占用施設の計画と設置理由の検証	A 1 必要性	A 1 1	必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか	A 1 1	必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか	守山市河川公園と同じ
		A 1 2	-	追加1	A 1 2	占有面積の適切性	占有面積を必要最低限にしているか	(河川公園ではない項目であるがグライダーで追加)
	A 2 代替性	A 2 1	代替可能性	堤内地で代替可能な施設であるか	A 2 1	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか	守山市河川公園と同じ
		A 2 2	代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか	A 2 2	代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか	守山市河川公園と同じ
		A 2 3	代替地交渉	代替地の交渉はされたか	A 2 3	代替地交渉	代替地の交渉はされたか	守山市河川公園と同じ
	A 3 継続性	A 3 1	形態変更	施設の形態変更は妥当であるか	A 3 1	形態変更	施設の形態変更は妥当であるか	守山市河川公園と同じ
	A 4 安全性	A 4 1	人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか	A 4 1	人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか	守山市河川公園と同じ
		A 4 2	-	追加2	A 4 2	散策者の安全対策	施設利用者以外の、通過または横断する釣り人・散策者などの一般利用者の安全対策は明確か	(河川公園ではない項目であるがグライダーで追加)
		A 4 3	施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか	A 4 3	施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか	守山市河川公園と同じ
	A 5 公共性	A 5 1	公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか	A 5 1	公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか	守山市河川公園と同じ
B 施設利用状態と利用者面からの検証	B 1 占用施設利用状態	B 1 1	設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか	B 1 1	設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか	守山市河川公園と同じ
		B 1 2	占用許可期限	許可期限は適正であるか	B 1 2	占用許可期限	許可期限は適正であるか	守山市河川公園と同じ
		B 1 3	施設の変遷	施設内容は変化しているか	B 1 3	施設の変遷	施設内容は変化しているか	守山市河川公園と同じ
		B 1 4	施設管理	申請者が施設利用実態を把握しているか	B 1 4	施設管理	利用の注意事項、連絡先は看板で表示しているか	説明欄修正
		B 1 5	協調利用	地域や市町村との協調はどうかであったか	B 1 5	協調利用	地域や市町村との協調はどうかであったか	守山市河川公園と同じ
		B 1 6	維持計画	維持管理計画は適正であるか	B 1 6	維持計画	維持管理計画は適正であるか	守山市河川公園と同じ
		B 1 7	補修状況	施設を補修した実績はどのくらいあるか	B 1 7	補修状況	施設を補修した実績と持ち込んだ補修材は記録してあるか	説明欄修正
		B 1 8	-	追加3	B 1 8	遊具、ベンチなどの施設	遊具ベンチ等の点検、安全対策は定めてあるか	追加事項
	B 2 利用者	B 2 1	利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか	B 2 1	利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか	守山市河川公園と同じ
		B 2 2	トイレの確保	トイレ等は確保はされているか	B 2 2	トイレの確保	トイレ施設・ゴミ箱は、確保・維持されているか	トイレ施設の維持、ゴミ箱を追加
		B 2 3	利用者対応	管理人を置いている施設か	B 2 3	利用者対応	多くの人が利用される場合の臨時処置は定めてあるか	説明欄修正
		B 2 4	車の規制等	車の通行や駐車の問題は発生していないか	B 2 4	駐輪場・駐車場の確保	利用者の駐輪場、障害者用を含めた駐車場の確保はできているか	説明欄修正
	B 3 利用形態(ふれあい)	B 3 1	年齢層	子どもからお年寄りまでが使える施設か	B 3 1	年齢層	子どもからお年寄りまでが使える施設か	守山市河川公園と同じ
		B 3 2	利用者交流	利用者の交流が図れる施設か	B 3 2	利用者交流	地元とのふれあい・交流行事はあるか	説明欄修正
		B 3 3	川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か	B 3 3	川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か	守山市河川公園と同じ
		B 3 4	活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか	B 3 4	活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか	守山市河川公園と同じ
		B 3 5	地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か	B 3 5	地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か	守山市河川公園と同じ
	C 治水・利水・環境を考慮した占用施設の検証	C 1 治水・利水	C 1 1	治水	治水の事前審査はすんでいるか	C 1 1	治水	治水の事前審査はすんでいるか
				追加4	C 1 1 - 1	構造物の設置	施設規模は、洪水時に支障を生じない大きさであるか	審査で説明されている事項を追加
				追加5	C 1 1 - 2	施設の流失防止対策	洪水時に流されない対策が講じられているか	審査で説明されている事項を追加
				追加6	C 1 1 - 3	施設の撤去訓練	洪水時の撤去訓練がされているか	審査で説明されている事項を追加
C 1 2		利水	利水の事前審査はすんでいるか	C 1 2	利水	利水の事前審査はすんでいるか	(完了していることが前提で対象としない)	
C 2 環境		C 2 1	動植物	動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか	C 2 1	動植物	動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか	守山市河川公園と同じ
		C 2 2	生息地の連続性	生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか	C 2 2	生息地の連続性	生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか	守山市河川公園と同じ
		C 2 3	環境の回復性	占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか	C 2 3	環境の回復性	占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか	守山市河川公園と同じ
		C 2 4	水質	水質汚濁はないか	C 2 4	水質	除草剤の使用を禁止しているか	具体的内容に修正
		C 2 5	騒音・振動	騒音・振動の発生はないか	C 2 5	騒音・振動	騒音・振動の発生はないか	守山市河川公園と同じ
		C 2 6	大気	大気汚染の発生源にならないか	C 2 6	大気	大気汚染の発生源にならないか	守山市河川公園と同じ
		C 2 7	大気	大気汚染の発生源にならないか	C 2 7	大気	大気汚染の発生源にならないか	守山市河川公園と同じ
C 3 景観・文化		C 3 1	景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか	C 3 1	景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか	守山市河川公園と同じ
		C 3 2	植生	在来の植生を活かした施設か	C 3 2	植生	在来の植生を活かした施設か	守山市河川公園と同じ
	C 3 3	地域共存	地域風土と共存している施設か	C 3 3	地域共存	地域風土と共存している施設か	守山市河川公園と同じ	
基本理念を満足するかの検証	D 1 1	-	追加7	D 1 1	河川法に対応した計画整備	河川法の変化に対応した利用の考え方に条例等が整備されたか	基本理念関連を追加	
	D 1 2	-	追加8	D 1 2	川に活かされた利用	「川に活かされた利用」の施設を考えているか	基本理念関連を追加	
	D 1 3	-	追加9	D 1 3	継続利用の場合の配慮	継続利用をするうえで環境に配慮していく内容はありますか	基本理念関連を追加	
利用するひとからの意見反映	D 2 1	-	追加10	D 2 1	地元意見	地元要望を聞いて対応している内容はありますか	意見・要望事項を追加	
	D 2 2	-	追加11	D 2 2	利用者意見	利用者から広く意見を聞く場を持って対応しているか	意見・要望事項を追加	

【基本理念の整理】

1

資料5
基本理念・ガイドラインについて

- (1) 基本理念と基本方針という構成で整理する。
- (2) 基本理念は、河川ごとに考えるのではなく、琵琶湖河川として、ひとつの理念とする。
- (3) 基本方針は、河川の特長を活かした内容で河川ごとに定める。

【説明】

基本方針を定める河川は、占用施設審査を完了した野洲川とする。

- 瀬田川、草津川は、審査案件が発生した時点で検討する。
- 基本方針は、河川保全利用委員会で審査を完了した占用施設意見書を参考にして作成する。

基本理念

2

基本理念(つづき)

3

「川でなければ出来ない利用・川に活かされた利用」の観点から利用の形態を見直して、本来河川敷以外で利用する施設については縮小することを基本とする。

【説明】

琵琶湖河川の理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を採用する。

- しながら、河川敷地の既存の利用施設は、数多くの人々に利用され、沿川住民や自治体等から健全な利用に対する存続の要望があるので、マナーを守った利用を適正に行う。

【説明】

利用実態を考慮して、河川環境に大きな影響を与えない利用を考える

基本理念と基本方針

4

〈河川敷利用を考えるキーワード〉

5

【基本理念】

今後の河川敷利用の前提として(琵琶湖河川共通)
「川に活かされた利用」・「川でないとできない利用」



【基本方針】

「どのような利用が望ましいのか」

「考えて欲しい利用とは」(河川ごとに作成する)

- 環境面で許される利用
- 現実の利用実態との調和
- グラウンド等の縮小の方向性 など

河川敷利用を
考えるキーワード

流域の景観と歴史風土を損なわない利用をする
望ましい河川生態系を保全した修復可能な利用をする

敷地の利用は、次を基本とする

- 提内地と一体となる河川景観としての利用
- 親水空間としての利用
- 自由使用・自己管理のもとでの利用
- 身近に自然を体感し、楽しめる利用
- 川ならではの魅力を高める利用

基本方針(その1)

6

- (1) 治水・利水・環境をふまえた河川の保全・利用とする。
- (2) 野洲川の河川敷の利用は、河川の保全を前提とした利用とする。
- (3) 野洲川の歴史、文化と地元自治体の諸施策との整合性をはかる利用とする。
- (4) 河川敷の利用は、河川とのふれあいを目指して、水辺の総合的利用が図られている利用とする。

基本方針(その2)

7

- (5) 河川の利用施設は、洪水時及び利用者の安全を考慮した施設とする。
- (6) 河川の利用施設の整備は、河川内の資材調達と廃棄を原則とする。
- (7) 利用のための改修工事は、環境保全面から復元が容易な自然に配慮した工法とする。
- (8) 河川の保全・利用は、保全・利用が競合する流域住民の合意形成を図るものとする。

ガイドラインについて

8

- 基本理念に基づいて各申請主体が「占有許可申請説明書」を作成して河川管理者に提出。



河川敷利用には、

- ・どのような利用が川に好ましいのか？
- ・川に好ましくない利用の縮小の計画は？



- 河川管理者は、基本理念に基づき審査する。審査は、審査表を使用して実施するが、この審査の手順・考え方を具体的な事例で示したものが「ガイドライン」である。

ガイドラインにて定める内容

9

- 基本理念に基づき、審査表の審査項目ごとに、過去の委員会審査結果を参考に、「審査の考え方」を整理した河川管理者の判断資料。
 - ・審査項目の審査内容を例示
 - ・判断するポイントを例示
 - ・判断時に必要な資料名を例示
 - ・審査事例を例示

委員会審査(ガイドライン策定後)

10

委員会の審査が簡素化する。

- 審査事例を参考に、河川管理者がガイドラインに沿って、審査することが可能。
- 河川管理者が判断に困る事項は、委員会に依頼する。その審査結果は、再度ガイドラインに反映することが可能。

委員会は、占有案件の審査結果の報告を受け、現地確認で審査結果を確認する。

- 委員会の意見をお聞きして、次回審査に反映する。

ガイドライン記載事項

11

ガイドラインの目次(案)

1. 目的
2. 適用範囲
3. 河川敷占有許可制度の流れ
4. 申請者が準備する書類
5. 申請内容の審査
6. 審査結果の回答
7. 参考資料
 - (1) 占有施設の審査表
 - (2) 河川保全利用委員会意見書

「5. 申請内容の審査」の記載例

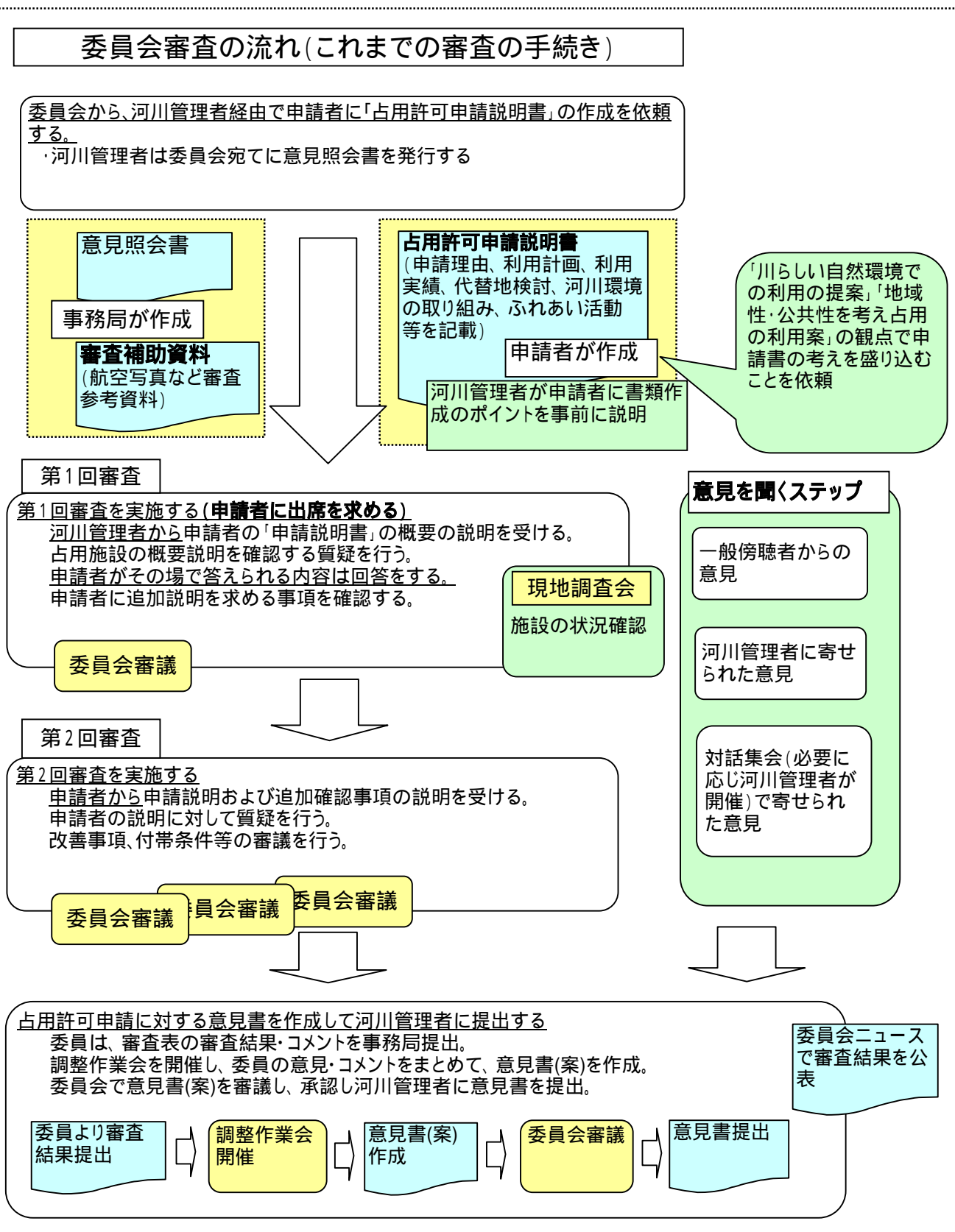
- 【審査項目：必要性】
- (1) 判断する内容
 - ・この場所を必要とする理由が妥当であるかを判断する。
 - ・「川に活かされた利用」に該当する利用であるかを判断する。
 - (2) 判断のポイント
 - ・継続使用の場合、環境面の配慮により利用の必要性が変化してきたかを見る。
 - (3) 審査での確認資料名
 - ・公園施設一覧表
 - (4) 参考：審査例【野洲川 公園】
 - ・地域住民の要望も大きく、地元住民の安らぎの場、レクリエーションの場として必要性はある。利用実施からすれば、もう少し範囲が狭くても良いのではないかと

資料6 委員会審査の流れ (現状とガイドライン制定後の比較)

1. 委員会審査の流れ(これまでの審査手続き)

第7回委員会(H17.10.14)承認

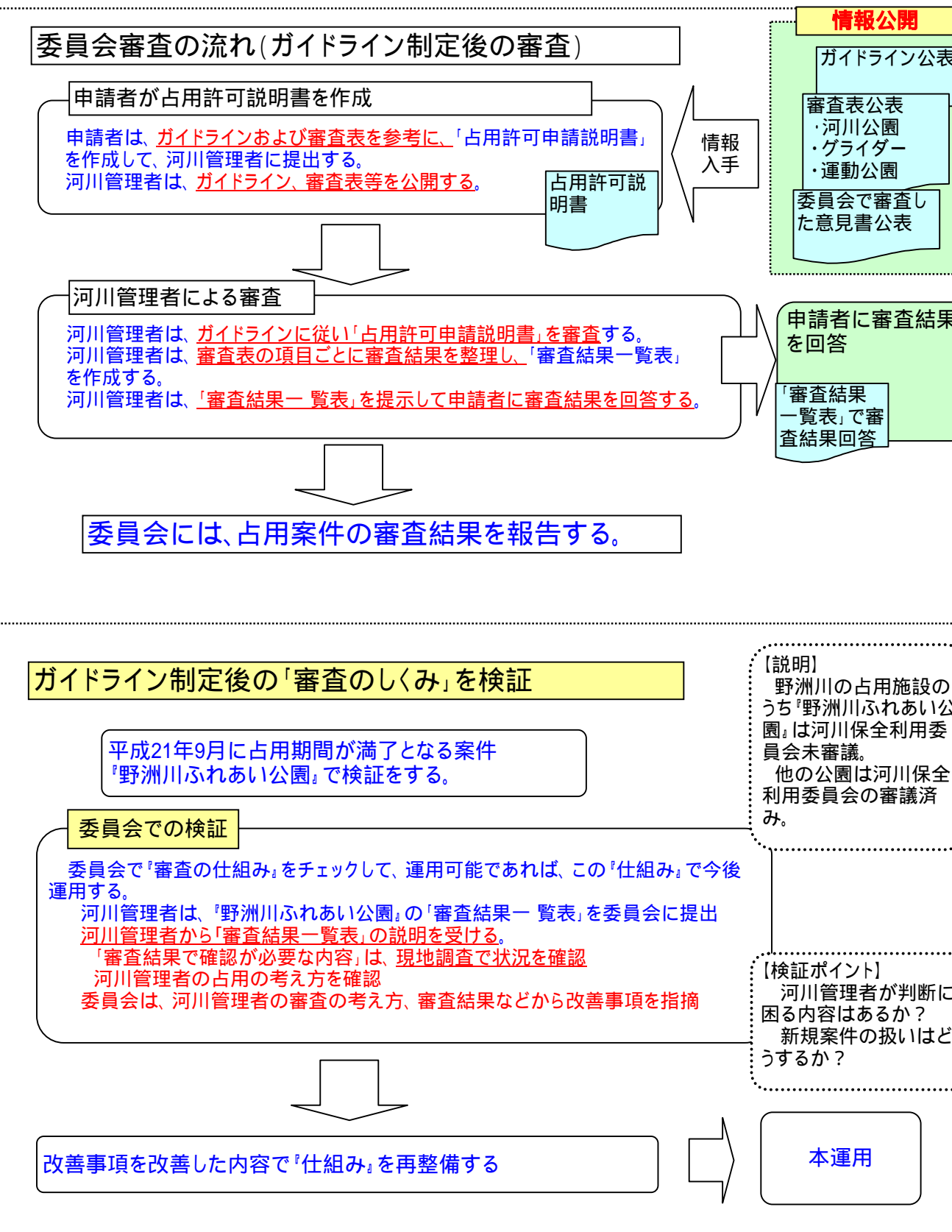
- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、内容確認のうえ意見書を作成する



1. 委員会審査の流れ(ガイドラインが決まれば)

第18回委員会(H20.1.17)提案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、申請者に「審査結果一覧表」で審査結果を回答する。
- (5) 河川管理者は、委員会に審査結果を報告してご意見をいただく。



資料7 今後の委員会運営、審議内容について

委員会名称	委員会運営など全体事項	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続きなど	基本理念の検討	ガイドラインの検討	その他
第13回委員会 (H19年2月1日)	グライダー意見照会文書	グライダー案件の審議(1) 河川管理者からの説明		基本理念の検討(1) 今までの審議の整理		
第14回委員会 (H19年5月24日)	委嘱状交付(4名)	グライダー案件の審議(2) 申請者からの説明				
類似滑空場調査 (H19年6月3日)		類似滑空場調査 大野・木曾川滑空場調査				
対話集会 (H19年7月29日)		関係住民との意見交換 グライダー候補地現地案内 概要説明とアンケート実施				
対話集会 (H19年8月26日)		関係住民との意見交換 対話討論会形式 委員会に報告				
第15回委員会 (H19年10月4日)		グライダー案件の審議(3) 申請者からの追加説明 野洲川H19年継続案件の進め方	グライダー審査完了			グライダー審査表公表
調整作業会(1) (H19年11月22日)		委員意見の調整・まとめ グライダー審査表の集約	委員意見調整 グライダーの審査表まとめ			
調整作業会(2) (H19年11月27日)		委員意見の調整・まとめ グライダー意見書の集約	委員意見再調整 グライダーの意見書(案)作成 運動公園審査方法検討			
第16回委員会 (H19年12月6日)	継続案件意見照会文書	グライダー意見書(原案)審議 野洲川H19年継続案件の審議(1) (河川管理者説明)	運動公園審査表の提案	基本理念の検討(2) 基本理念の検討		現状説明資料(河川管理者)
第17回委員会 (H19年12月20日)		野洲川H19年継続案件の審議(2) (現地調査)(占有者現地説明) グライダー意見書(案)審議				グライダー意見書公表 占有状況説明資料(占有者)
第18回委員会 (H20年1月17日)	ガイドライン制定後の審査の進め方	野洲川H19年継続案件の審議(3) (占有者説明)	運動公園委員意見集約・調整	基本理念の検討(3) 基本理念・基本方針審議	ガイドラインの考え方提案	運動公園審査表公表
第19回委員会 (H20年2月21日予定)	H20年度以降の審査の進め方	継続案件意見書(案)審議	継続案件意見書提出	基本理念の検討(4) 基本理念・基本方針決定	ガイドラインの審議(1) ガイドライン提案	基本理念公表 ガイドライン公表 継続案件意見書公表